

平成 29 年度岩手県中小企業東日本大震災復興資金貸付要綱

第 1 目的

この制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、経営の安定に必要な資金を円滑に供給することを目的とする。

第 2 取扱金融機関

県内に所在する次の各号のいずれかに該当する金融機関とする。

- (1) 普通銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 株式会社商工組合中央金庫
- (4) 岩手県信用農業協同組合連合会
- (5) 新岩手農業協同組合
- (6) 花巻農業協同組合
- (7) 大船渡市農業協同組合

第 3 貸付対象者

東日本大震災復興緊急保証制度要綱（平成 23 年 5 月 16 日付け平成 23・05・06 中庁第 3 号）の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東日本大震災により事業所等に損害を受け、当該事業所の所在地を管轄する市町村から罹災証明書の発行を受けた者
- (2) 東日本大震災の発生後の最近 3 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が震災の影響を受ける直前の同期に比して 10%以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から認定証明書の発行を受けた者

第 4 貸付の条件

1 資金の用途

設備資金及び運転資金とする。

2 貸付限度額

設備資金 1 企業につき 8,000 万円以内とする。

運転資金 1 企業につき 8,000 万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1 企業につき 8,000 万円以内とする。

3 貸付期間

15 年以内とする。ただし、3 年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 10 年以内 年 1.5%以内

貸付期間 10 年超 15 年以内 年 1.7%以内

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

- (1) 東日本大震災復興緊急保証を適用し、年 0.8%とする。
- (2) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

7 償還方法

原則として均等分割返済とする。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

第6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申し込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第8 保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）及び中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 23 日付け経支第 1117 号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、第 3 (1)に該当する者に対する貸付について信用保証を付した岩手県信用保証協会に対し保証料補給を行うものとする。

第9 報告及び書類の保管

- 1 取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。
- 2 貸付を受けた者のうち第 3 (1)に該当する者は、その資金使途及び支払等の年月日が分かる関係書類について、貸付の日から 5 年間保管するものとする。

第10 期中支援

取扱金融機関は、貸付期間が 10 年を超えるとき、又は据置期間が 2 年を超えるときは、別に定めるところにより、貸付を受けた者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。なお、取扱金融機関が当該報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

第11 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は貸付決定を取り消すことがある。